

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（骨子案） について

1 これまでの検討経緯

（1）背景

- ・ 光熱水費や人件費の上昇を要因とした施設の維持管理費の上昇への対応
- ・ 公の施設の経費負担について、市全体で見直しを行う仕組みの未整備

（2）検討の方向性

- ・ 維持管理費の変動状況や使用料収入の現状を踏まえると、経費負担のあり方の検討が必要
- ・ 検討にあたっては、市としての基準が必要であり、市民意見等を丁寧に聴取した上で、策定していく必要

（3）主な検討・報告の状況

- ・ 令和6年9月 有識者意見①（第1回行財政シンカ推進会議）
議会報告①（総合政策委員会）
市民意見聴取①（市民アンケート）
- ・ 令和6年12月 議会報告②（総合政策委員会）
市民意見聴取②（オープンハウス・ワークショップ）
- ・ 令和7年1月 有識者意見②（第2回行財政シンカ推進会議）
- ・ 令和7年2月 議会報告③（総合政策委員会）
- ・ 令和7年3月 市民意見聴取③（利用者アンケート）

2 基本的な考え方（骨子案）

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

基本的な考え方（素案）の策定に向けて、市民意見聴取を実施するとともに、当該素案策定後、速やかに議会へ報告することを予定している。

また、当該素案については、議会報告後、パブリックコメントの実施により市民意見を聴取することを予定している。

基本的な考え方は、令和7年度中の策定を予定しており、令和8年度以降に各施設での使用料見直しに向けた検討及び実施をしていく。

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（骨子案）

目次

- 1 見直しの必要性
 - (1) 背景等
 - (2) 統一的な基準の必要性
- 2 使用料見直しに関する基本方針
 - (1) 受益者負担の基本的な考え方
 - (2) 経費縮減の取組
 - (3) 施設の利用率向上に関する取組
 - (4) 使用料の定期的な見直し
- 3 統一的な基準を適用する公の施設
- 4 受益者負担割合の考え方
- 5 使用料の算出方法
 - (1) 使用料算定の考え方
 - (2) 原価（コスト）の考え方
- 6 その他の留意事項
 - (1) 使用料の減免に関する取扱い
 - (2) 利用料金制を導入している施設について
 - (3) 経過措置について
 - (4) 市外在住者向けの使用料の設定について

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（骨子案）

1 見直しの必要性

（1）背景等

- ・ 老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが見込まれる。
- ・ 将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するため、受益者負担の更なる適正化に取り組む必要
- ・ 継続した維持管理コストの縮減が前提

（2）統一的な基準の必要性

- ・ さいたま市誕生以降、全庁的な見直しを実施しておらず、定期的に行う仕組みの構築が必要
- ・ 施設を利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、使用料に係る統一的な基準の策定が必要

2 使用料見直しに関する基本方針

（1）受益者負担の基本的な考え方

- ・ 「受益者負担の原則」に基づき設定する必要
- ・ 市民生活への影響を考慮の上、利用者に過度な負担が生じないよう、十分配慮することが必要

（2）経費縮減の取組

- ・ 管理者は常に高いコスト意識を持ち、継続した経費縮減の取組によって、効率的かつ効果的な施設運営に努めることが必要

（3）施設の利用率向上に関する取組

- ・ 利用者の満足度を高める取組を図ることによって、サービスの充実と質の向上に努める。

（4）使用料の定期的な見直し

- ・ 時々のコストの変化や経済情勢の動向等を適切に反映するため、定期的な使用料の見直しを原則とする。

3 統一的な基準を適用する公の施設

- ・ 地方自治法第225条に基づき使用料を徴収することができる“公の施設”を対象

〈対象外の施設等〉

- ・ 使用料の額又は算定方法が、法令や国、県の基準等に定められている施設
- ・ 独立採算が求められる施設（地方公営企業法の適用施設）
- ・ 備品の使用料
- ・ さいたま市行政財産の使用料に関する条例による行政財産の使用に係る使用料

4 受益者負担割合の考え方

- ・ 対象とする全ての施設において、受益者負担の原則を一律に適用することは難しいことから、各施設の設置目的や行政サービスに応じて受益者負担割合を設定する。
- ・ 2つの基準（施設特性・利用者特性）を組み合わせ、分類した区分ごとに受益者負担割合を設定

施設特性	「民間施設との代替可能性」「公共が担う必要性」
利用者特性	「利用者が限定されるものか」「生活に必要なものか」

5 使用料の算出方法

（1）使用料算定の考え方

- ・ 原則として、過去の利用実績等に基づき算定した原価（コスト）と、施設の特性に応じた受益者負担割合を基礎として、受益者負担とした原価分全額を適切に転嫁できるように、次のとおり理論上の使用料を算定する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

（2）原価（コスト）の考え方

- ・ 使用料を算定するための原価（コスト）は、公の施設の管理運営に係る経費（ランニングコスト）とする。
- ・ イニシャルコストは、使用料を算定するための原価の対象外

6 その他の留意事項

（1）使用料の減免に関する取扱い

- ・ 一定の行政目的の達成等のため、減免措置が必要な場合がある。
- ・ ただし、減免措置は、あくまで「受益者負担の原則」の例外
- ・ 社会情勢の変化等に合わせて適切に見直す。

（2）利用料金制を導入している施設について

- ・ 指定管理者制度による利用料金制を導入している施設について、本基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額

（3）経過措置について

- ・ 使用料の見直しに当たって、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料に適切に転嫁するが、以下に該当する場合には、経過措置により改定額を調整できることする。
 - ・ 改定前の使用料に比べ大幅な増額が生じる場合
 - ・ 民間や隣接自治体の類似施設・行政サービスの使用料を大幅に上回る場合
- ・ 経過措置により調整した使用料について、施設運営費の縮減等を図った上でもなお、増額の改定が必要な場合には、使用料の段階的な引き上げなど、「受益者負担の適正化」の観点から適切な見直しを図る。
- ・ 現在の使用料と理論上の使用料の乖離が少ない場合は、使用料の金額を据え置く。

（4）市外在住者向けの使用料の設定について

- ・ 公の施設は、主に市税により建設及び維持管理、運営が行われていることから、使用料の算出方法は、市内在住者を基本に設定
- ・ 市外在住者の利用も想定している施設があることから、市内在住者との均衡を図るために、市外在住者向けの使用料の設定も必要
- ・ 施設の特性等により、市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができるものとする。